

安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則をここに公布する。

平成26年3月3日

逗子市長 平 井 竜 一

逗子市規則第3号

安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則

安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例施行規則(平成25年逗子市規則第22号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、安全で快適な逗子海水浴場の確保に関する条例(平成26年逗子市条例第6号。以下「条例」という。)の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(海水浴場開設期間)

第2条 海水浴場開設期間は、6月下旬から9月上旬までの間で市長が定める。

(海の家営業)

第3条 海の家の営業は、午後6時30分までとする。

(逗子海岸の範囲)

第4条 条例第2条第1号に規定する規則で定める逗子海岸の範囲は、別図のとおりとする。

(楽器等の使用)

第5条 条例第4条第2項第2号に規定する規則で定める行為は、楽器、拡声機又は拡声装置(マイクロホン、増幅器及びスピーカーを組み合わせて音又は音声を増幅できるように構成された装置をいう。)を使用して音又は音声を流すこととする。

(たき火等ができる場所)

第6条 条例第5条第2項第1号に規定する規則で定める場所は、別図の範囲内において、事業者が海岸法(昭和31年法律第101号)第7条第1項の許可を受けて占用している場所とする。

(拡声機等の使用)

第7条 条例第5条第2項第4号に規定する規則で定める目的は、次に掲げるものとする。

- (1) 公用又は公共用のためのもの。
- (2) 市民の福祉の増進に寄与するものであり、公益かつ公序良俗に反するものでないもので、市長が認めるもの。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別図

